

平成25年3月19日

「健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会」

## プロジェクトチーム報告書

— いじめ問題の解決に向けて —

【いじめ定義】（平成18年度文部科学省改定）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## はじめに

文部科学省が実施した、「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査(調査期間：平成24年4月1日～8月20日)」(公立学校)によると、本県では、いじめの認知件数が485件あり、平成23年度一年間の認知件数344件を超えました。このことの要因としては、いじめへの関心が高まる中、児童生徒が、以前は遊びやいたずらの範囲内と捉えていた行為の中にもいじめがあると認識するようになり、保護者からの情報も含めて、教員への申告が増し認知件数が増加したこと、教員による観察が一層きめ細かく行われたことにより、小さな「いじめの芽」が掘り起こされたこと、などが考えられます。

いじめは人間として絶対に許されない卑怯で恥ずべき行為であり、いじめにより将来ある子どもが自ら命を絶つことがあってはならないことです。しかし、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうるとの認識に立ち、危機感をもちながら、引き続き積極的に「いじめの芽」を掘り起こし、早期発見・早期解決を図ることが重要です。いじめは、徳島の次代を担う子どもたちが健やかな成長を遂げるためにも、早急に解決しなければならない喫緊の重要課題であります。

県教育委員会では、いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題の解決を図るために、教育関係者や学識経験者はもとより、広く県民の皆様の見解を反映し、施策の改善・充実に資するため、保護者や公募委員を加えた「健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会」を設置し、効果的な対策を検討しているところです。

平成24年12月21日に開催されました「第4回健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会」におきまして、委員の皆様から多くの御意見を頂戴し、いじめ問題の解決に向けて、

- ・ 学校における日常の取組及び早期発見に向けた取組
- ・ 学校の迅速で組織的な対応と、教育委員会や関係機関等との連携
- ・ いじめ問題への取組について、定期的な点検と改善
- ・ 予防的観点から、いじめ等の問題行動を起こさない子どもの育成

などにつきまして、御提言をいただきました。

これらについての具体的な対策を策定するために、検討委員会の阪根委員長から、葛西副委員長がチーフに指名され、プロジェクトチームが編成されました。その後、3回にわたりプロジェクトチーム会議を開催し、検討委員会の御意見も踏まえつつ策定いたしたいじめ問題への対応につきまして、ここに御報告いたします。

### 健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会プロジェクトチーム

- チーフ 葛西真記子 (国立大学法人鳴門教育大学大学院教授)  
秋山 浩一 (徳島県教育委員会学校政策課いじめ問題等対策企画幹)  
船城 宏之 (徳島県中央こども女性相談センター児童相談課長)  
井上 裕明 (徳島県教育委員会学校政策課班長)  
吉田 光宏 (徳島県教育委員会学校政策課班長)  
土井 正史 (徳島県立総合教育センター特別支援・相談課班長)  
井利元裕哉 (徳島県教育委員会学校政策課指導主事)

## 目次

はじめに

1	本県の現状と課題 -----	1
	(1) 現状	
	(2) 課題	
2	いじめ問題解決に向けた基本的な考え方 -----	3
	(1) 学校における日常の取組及び早期発見に向けた取組	
	(2) 学校での組織的な対応と教育委員会等との連携	
	(3) いじめ問題への取組について、定期的な点検と改善	
	(4) いじめ等の問題行動を起こさない子どもの育成	
3	いじめ問題解決に向けた学校の取組 -----	5
	(1) いじめを起こさないための日常の取組	
	(2) 早期発見に向けた取組	
	(3) いじめ発見のための観察ポイント	
	① 教員用	
	② 保護者用	
	(4) 効果的な取組(例)	
	① 「いじめ」の実態把握のためにアンケート調査を活用した取組	
	② 「いじめ等問題行動」の未然防止及び問題解決への取組	
4	いじめ問題解決に向けた学校の組織的対応と教育委員会等との連携 -----	15
	(1) 学校の組織的な対応手順(例)	
	(2) 学校を支援する教育委員会の取組	
	(3) いじめに向かわない児童生徒の育成のための保護者への適切な支援	
	① 就学前の保護者に対する子育て支援	
	② 就学後の保護者に対する支援	
5	いじめ問題解決に向けた取組についての点検と改善 -----	18
	(1) 学校用点検項目(例)	
	(2) 教育委員会用点検項目(例)	
6	いじめ等問題行動に対する効果的な予防の在り方 -----	21
	(1) 問題対応型の「治療的予防」と健全育成型の「教育的予防」	
	(2) 道徳性の育成による規範意識の醸成	
	(3) 「いじめ等問題行動の予防に関する実践研究指定事業」について	
7	継続的ないじめ問題解決に向けた取組の検証改善サイクル -----	25
8	参考通知等 -----	26
	(1) 徳島県教育委員会通知	
	(2) 徳島県教育委員会緊急アピール	

# 1 本県の現状と課題

## (1) 現状

### ① 文部科学省いじめ緊急調査(H24.4.1~H24.8.20)の認知件数【徳島県公立学校】

[ 単位：件 / ( ) 内は児童生徒千人あたりの件数 ]

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	県公立合計	全国公立合計
H24緊急調査	232	238	15	0	485 (6.1)	137,963 (11.2)
H23年度年間	141	193	10	0	344 (4.3)	67,322 ( 5.4)
H22年度年間	150	247	10	1	408 (5.0)	74,742 ( 5.9)
H21年度年間	158	281	9	0	448 (5.4)	70,219 ( 5.6)
H20年度年間	137	245	13	0	395 (4.7)	81,652 ( 6.4)
H19年度年間	296	266	22	0	584 (6.6)	97,400 ( 7.1)

いじめの認知件数は、県合計485件であり、児童生徒千人あたりの認知件数は、6.1件となっており、全国合計の11.2件を5.1件下回っている。

◎ 県内で認知したいじめの内、学校として、児童生徒の身体の安全がおびやかされるような事態に至るおそれがあったと考えるいじめは、中学校で3件(全国：278件)あった。

- ・ 4月，からかい等から暴力に発展。警察に被害届提出。
- ・ 5月，突発的なトラブルの中で，一方が他方を抱え上げた。
- ・ 7月，態度が気に入らないことを理由に暴力。警察に被害届提出。

いずれのケースもエスカレートする前に早期に発見し，素早く適切に対応できたことで，速やかな解決に結び付いた。なお，いじめられた生徒は，全員が通常の学校生活をおくっている。

### ② 文部科学省いじめ緊急調査結果の分析【徳島県公立学校】

#### ◎ 徳島県の増加要因

- ・ いじめへの関心が高まる中で，児童生徒が，以前は遊びやいたずらの範囲内と捉えられていた行為の中にもいじめがあると認識するようになり，保護者からの情報も含めて，教員への申告が増し，認知件数が増加した。
- ・ 児童生徒に対する呼びかけや，教員による観察がより一層きめ細やかに行われたことにより，小さな「いじめの芽」が掘り起こされた。
- ・ 今回の緊急調査において，児童生徒及び教員や保護者の意識の変化やきめ細かな取組によって認知件数が増加したが，換言すれば，今まで小さな「いじめの芽」を見逃していたということでもあり，今後一層の危機感をもって，さらに「いじめの芽」を掘り起こすことが必要である。

#### ◎ 徳島県の主な「いじめの態様」(複数回答) ( )内は全国の割合

具体的な「いじめの態様」	小学校	中学校	高等学校	計
冷やかし，からかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる	70.7% (65.6%)	69.3% (70.3%)	73.3% (66.1%)	70.1% (67.0%)
軽くぶつかられる，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする	22.8% (27.6%)	28.2% (22.5%)	33.3% (19.5%)	25.8% (25.5%)
仲間はずれ，集団による無視をされる	23.3% (27.8%)	10.5% (19.8%)	6.7% (20.8%)	16.5% (24.9%)
パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷やいやなことをされる	0.0% (2.0%)	8.8% (5.3%)	33.3% (16.8%)	5.4% (4.0%)

◎ 徳島県の「いじめの解消状況」(平成24年9月30日現在) ( )内は全国の解消率

小学校	232件中	229件	[98.7%]	が解消	(80.6%)
中学校	238件中	233件	[97.9%]	が解消	(77.1%)
高等学校	15件中	15件	[100.0%]	が解消	(72.3%)
全体	485件中	477件	[98.4%]	が解消	(79.0%)

(2) 課題

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識の徹底や児童生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進めるための地道な日常的な取組が大切である。道徳教育を中心とした取組により、児童生徒に自己有用感や自尊感情を育むことで、思いやりの心や生命や人権を大切に作る心の育成を図ることが求められている。

また、小さな「いじめの芽」を早期発見することが、結果として早期解決に結び付いていることから、「いじめの芽」を積極的に掘り起こし早期発見に努めるため、アンケート調査等を定期的実施する等、きめ細かな観察を組み合わせるとともに、児童生徒が安心して相談できる信頼関係の醸成が重要である。

- ② 社会的な関心が高まる中、「いじめはどの子にもどの学校にも起こりうる」との認識に立ち、危機感をもちながら、積極的に「いじめの芽」を掘り起こし、早期発見に努め、迅速かつ適切に対応することが重要である。また、認知したいじめの解決を図るためには、学級担任等特定の教員で抱え込むことなく学校全体で組織的に対応するとともに、学校のみで解決することに固執せず、いじめ事案を隠蔽することなく、教育委員会や関係機関と適切な連携を図ることが大切である。

また、子育てに悩む保護者の孤立化を防ぐために、児童生徒の問題行動に対する保護者への啓発を含め、適切な相談支援が必要である。

- ③ 社会的要因の変化に伴い、児童生徒の人間関係も比較的短期間に大きく変化していることから、いじめ問題への取組も工夫改善が求められている。いじめ問題への対応がさらに効果的なものとなるよう、実情に応じた適切な点検項目を定め、定期的な点検評価を行うなど、児童生徒が積極的に相談できる環境づくりが大切である。

- ④ いじめが起こった場合の対症療法的対応に加え、いじめをしない児童生徒の育成をめざした予防的対応も重要であり、児童生徒自らが感情を理解し適切に対処すること、社会的スキルを身に付けることなど自律性や対人関係性の育成を図り、いじめ等問題行動の予防に資する教育の研究及び実践が求められている。

## 2 いじめ問題解決に向けた基本的な考え方

### (1) 学校における日常の取組及び早期発見に向けた取組

いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」ものであるが、決して許されるものではなく、学校や教育委員会でしっかりと対応するために、いじめの側に対して毅然とした指導により反省を促すとともに、いじめられている側を徹底して守り通すという姿勢を学校をあげて示すことが必要であり、このことが学校への信頼感の醸成につながる。このため、教員に対しては研修等を通じていじめ問題への対応能力を高めることが大切である。

また、道徳教育を中心にすべての教育活動で、児童生徒の豊かな心の育成に努めるとともに、児童生徒自らがいじめを許さない学校づくりに参画する等、いじめを起こさない学校風土をつくるための日常の取組に努めるとともに、小さな「いじめの芽」を早期に掘り起こすことが早期解決に結び付くことから、きめ細かな児童生徒の観察と、スクールカウンセラー等の専門家を活用し、子どもが悩みを相談できる体制の充実を図ることが求められている。

さらに、文部科学省調査によると、学年別では中学校1年生が最も多いこと、発生時期では、1学期及び夏休み明けに多く見られることなどから、適切な時期に、すべての児童生徒を対象とした各種アンケート調査等を実施した上で、各校の実情に応じて、個別面談、個人ノート、生活ノートなど教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用等を組み合わせるなど、効果的な実態把握を努めることが大切である。

### (2) 学校での組織的な対応と教育委員会等との連携

いじめ問題に対して各学校においては、学級担任等の特定の教員で抱え込むことなく、管理職のリーダーシップのもと生徒指導主事、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラーも含め、学校全体で組織的に対応するとともに、認知したいじめ事案は速やかに教育委員会に報告し、学校のみで解決することに固執せず、保護者や関係機関と適切な連携を図ることが重要である。

また、学校だけでは解決が困難な事案に対して、高度な専門知識を有する大学教授、医師、臨床心理士、社会福祉士、警察職員OB等によるチームを編成して学校へ派遣する学校問題解決支援チーム派遣事業等も積極的に活用して、早期解決に結び付けることが大切である。

さらに、いじめ行為の中には犯罪行為に当たる場合もあるとの認識のもと、学校と警察との円滑な連携や情報共有を図るとともに、保護者の相談対応として、こども女性相談センター(児童相談所)をはじめ、保護者の悩みに寄り添いながら相談を受け付けている福祉関係機関や民間相談機関等と連携協力することで、子育てに悩む保護者の孤立化を防ぐ取組を一層促進し、社会全体で児童生徒や保護者を支援し見守ることが必要である。

(3) いじめ問題への取組について、定期的な点検と改善

いじめは人間として絶対に許されない卑怯で恥ずべき行為であり、いじめにより将来ある子どもが自ら命を絶つことがあってはならず、あらゆる手だてを講じていじめの根絶に努めるとともに、いじめを許さない学校づくりや「いじめの芽」を掘り起こし、早期発見・早期対応によって迅速ないじめ問題解決へ向けた取組を、日常的に続けることが重要である。

また、携帯電話の普及や社会生活様式の急激な変化に伴い、児童生徒の人間関係も比較的短期間に大きく変化していることから、各学校及び教育委員会においては、このような現状の変化等に機動的に対応でき、いじめ問題への取組が一層効果的な取組となるよう、P D C A (Plan Do Check Action) 検証改善サイクルに基づき、それぞれの実情に応じた適切な点検項目による定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の改善や充実を図る必要がある。

(4) いじめ等の問題行動を起こさない子どもの育成

いじめ等問題行動を起こさない子どもの育成のため、児童生徒自らが自己の感情を理解したり、適切に対処したりできる社会的スキルを身に付けたりすることが必要であり、そのために児童生徒の心身の健康と適応を総合的に達成することを目的とした、いじめ等問題行動の予防に資する教育を積極的に取り入れることが必要である。「予防教育」の分野では既に先進的な研究や取組を進めている鳴門教育大学の知見を活用することも効果的である。

また、児童生徒に豊かな心を育成するためには、道徳の時間を中心としつつ学校教育全体の中で、日々の道徳教育の一層の充実を図ることが求められており、道徳教育が児童生徒の成長段階に応じ、小学校から高等学校まで適切に推進されることを通して規範意識の一層の醸成を図ることが大切である。

### 3 いじめ問題解決に向けた学校の取組

#### (1) いじめを起こさないための日常の取組

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、毅然とした指導が必要である。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。

いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度が重要である。特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力をもつことを十分認識し、教職員が児童生徒を心理的に傷つけたり、いじめを助長することがないようにする等、各学校においては、次の各項目に留意しつつ日常の取組を推進することが大切である。

#### 【いじめの問題に関する基本的な認識】 H18. 10. 19付け文部科学省通知より

- ・「いじめることは、人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
- ・いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと。
- ・いじめ問題は、教員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ・家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むこと。

#### 【指導体制】

- ・いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、対応方針や指導計画を明示するとともに、校長を中心に一致協力体制を確立する。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修等を通じて取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する。
- ・指導上の配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際して、教員間での引継ぎを行う。
- ・いじめ問題への取組について、点検項目に基づく定期的な点検を行い、全教職員により取組の改善に努める。

#### 【教育指導】

- ・お互いに思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等に努め、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめる児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置を含めた毅然とした指導を行うとともに、いじめられる児童生徒に対しては、心のケアや様々な弾力的措置を講じるなど、全力でいじめから守り通す。



- ・道徳や学級(ホームルーム)活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ・学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導や助言を行う。
- ・児童生徒に生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を推進する。
- ・児童生徒の日常の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

#### 【家庭・地域社会との連携】

- ・学校のいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得る。
- ・いじめ問題について学校のみでの解決に固執せず、教育委員会や家庭地域と連携するとともに、場合によっては警察との連携も図る。
- ・PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を講じる。

#### (2) 早期発見に向けた取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」問題であることを十分に認識するとともに、日頃から、児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めなければならない。また、スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備することが大切である。各学校においては、次の各項目に留意しつつ、早期発見に向けた取組を推進しなければならない。

#### 【いじめの定義】(平成18年度文部科学省改定)

- ・「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。
- ・「いじめられた児童生徒の立場に立つ」こと。

#### 【学校における教職員の取組】

- ・各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童生徒を全力で守り通すことを明らかにし、児童生徒等が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をするよう働きかける。
- ・いじめ問題等生徒指導上の諸課題を扱う「校内いじめ問題対策委員会(生徒指導委員会)」等において、管理職を中心として組織的に対応する。

- ・学校の実情に合わせ、県教育委員会作成の「いじめ発見のための観察ポイント（教師用）」等を使用しつつ、日常的にいじめ発見に努めるとともに、全児童生徒を対象とした、いじめ発見のためのアンケート調査を繰り返し定期的（6月、9月、12月等）に実施することに加え、生活記録等の記述から、児童生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かくつかむとともに、個別面談等を活用し、「校内いじめ問題対策委員会」等で組織的に対応する。
- ・いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等学校内の専門家との連携に努め、教職員間で、情報交換を頻繁に行う。特に、ケガ等にも留意し背景にいじめがないか確認する。
- ・児童生徒に、絶えず声かけを行い、児童生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、教職員の情報交換を随時行う。
- ・児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。
- ・児童生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- ・いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて、事実関係の正確な調査によりいじめを認知した場合は、隠蔽することなく、市町村教育委員会に報告し連携を図る。
- ・いじめにより児童生徒の生命や身体の安全が脅かされる可能性がある場合には、警察に通報し、必要に応じて援助を求める。場合によっては、いじめられている児童生徒を守る観点から、いじめを行った児童生徒への出席停止措置について、市町村教育委員会と協議する。
- ・いじめやカウンセリングについての校内研修を計画的に実施し資質向上に努める。
- ・保護者に対して、県教育委員会作成の「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなどいじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

#### 【児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくり】

- ・教員と児童生徒及び保護者、さらに児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- ・児童生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- ・児童生徒や保護者にとって、学校内外を問わない多様な相談機関の窓口連絡先について、広く周知や広報に努める。
- ・定期的な教育相談週間や相談日等を設定し、保護者も気軽に相談できるように、門戸を広くし、保護者からの相談が直接受け止められるようにする。
- ・相談内容によっては、学校と協力した継続的な事後指導や、医療機関等の専門機関との連携も求められる。

### (3) いじめ発見のための観察ポイント

#### ① 教員用

いじめはどの学校にもどの子にも起こりうるものとの認識に立ち、次の観察ポイントは、いじめられている「サイン」であるとの理解で、管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等と協議して学校として組織的に対応する。

#### 【朝の会や帰りの会(ホームルーム)】

- 遅刻・欠席・早退が増えてきている。
- 顔色・活気などに普段と様子が異なる。
- 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。
- イライラしたり、物にあたったりする。

#### 【授業の開始時】

- 一人遅れて教室に入る。
- 泣いていたり、泣いた形跡がある。
- 机の上や中が汚されている。
- 机や椅子が乱雑にされている。
- 周囲が何となくざわついている。
- 席が替わっている。

#### 【授業中】

- 保健室に頻繁に行こうとする。
- 子どもたちの中から何度も特定の子どもの名前があがる。
- グループ分けや班活動で孤立しがちである。
- 配布物がきちんと配られない。
- 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。
- 発言するとクラスの雰囲気シラっとする。
- 冷たい視線が注がれている。
- 教科書・ノートに落書きされる。

#### 【休み時間】

- 頻繁に職員室や保健室にやってくる。
- 先生の近くにいることが多い。
- 特定の子どもを避ける動きが見られる。
- 一人でぼつんとしている。
- 特定の子どもを囲むように子どもたちが集まる。
- 遊びでいつも苦しい立場に立たされている。
- 格闘遊びなどでいつも相手をさせられている。
- 侮蔑の言葉が特定の子どもに対して集中して向けられる。
- 集団でトイレに行つて、なかなか出てこない。

【昼食(給食)時】

- 配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。
- 望まないおかずを無理に盛られていたりする。
- 好きなものを他人に譲らされている。
- グループから外れて、一人で食べている。
- 他人のジュース等を買に行かされている。

【清掃時】

- 全員で公平に分担してできていない。
- 最後まで一人で作業をやらされている。
- 嫌な作業をいつもやらされている。

【放課後(部活動)】

- 急いで一人で帰るようになった。
- 先生に何か言いたそうにしている。
- 他の子の分まで荷物を持たされている。
- 部活動の片付けを一人でやらされている。
- 部活動を休みがちになる。

【その他】

- 成績が急に下がる。
- 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。
- 理由のはっきりしない打撲傷がある。
- 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写が見られる。
- 持ち物に落書きされたり、靴や傘などを隠されたりする。
- 教室の壁や掲示物に落書きされる。
- 悪口を言われても、愛想笑いをする。
- 人権を無視したようなあだ名を付けられている。

② 保護者用 ～お子様に気になる言動はありませんか～

いじめが保護者や教員に見えにくいのは、いじめられている子が、親に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白したためによけいにひどくなるなどと考えたりするため、事実を訴えることが少なく、必死に隠そうとすることが多いからです。しかし、いじめられている子どもたちの言動には、何かしらの変化が現れます。家庭や学校で子どもの状態をよく観察していれば、いじめられている子どもの兆候を見つけることが可能です。日常のちょっとした変化に気付けるかどうか、発見のきっかけになります。

次の観察ポイントを参考に、子どもの日常を丁寧に見てあげてください。

【第一段階】 すこし気を付けて観察しましょう

※ 子どもの小さな変化に気付きますか。

- 「いってきます」「ただいま」の声に元気がない。
- 弟、妹やペットに乱暴な態度をとる。
- 親への反発が強くなる。
- 食欲がなく、寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入っていないように見える。
- 帰宅時に衣服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」など、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にしはじめる。
- 友だちから呼び出されるようになる。
- 頭痛、腹痛を訴え登校をしぶるようになる。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない(教科書への落書き、破れ)。
- 親の前で宿題をやらうとしない(プリントへの落書き、破れ)。
- 学校行事にこないでほしいと言う。
- すぐに自分の非を認め、謝るようになる(隠したいことを詮索されたくない)。
- 学校からの通知、連絡帳などを見せなくなる。
- ぼーっと放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

【第二段階】 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

※ 子どもが「話せない」状況にあることを疑う必要があります。

- 「いってきます」「ただいま」を言わなくなる。
- 気分の浮き沈みが激しくなる。
- 弟、妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラしている。
- 食欲がなくなり、家族と一緒に食事をしなくなる。
- 成績やテスト結果が急に下がる。

- 制服や衣服の汚れが著しい。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等、携帯電話を見ようとしなくなる。
- 携帯電話を家族に触れさせないようになる。
- イタズラ電話がよくかかってくるようになる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「どきっ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友だちの話題を避けるようになる。
- 持ち物(教科書, 筆箱等)への落書きがある。
- 衣服, 制服, 靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛, 腹痛, 吐き気, 食欲低下, 痩せ等の身体症状が見られる。
- 登校をしぶる。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にしている。

**【第三段階】 学校と連絡を取り合って対応しましょう**

※ 早期に発見し、学校と協力して早期に対応することで、早期解決が可能です。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に「死ね」, 「バカ」などの手紙や紙きれがある。
- 身体(見えない部分)に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずら書きがある。
- 急に友だち関係が変わる。
- 友だちから頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいとか、やめたいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、親の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる(万引き等)。
- 自傷行為(リストカット等)に及ぶことがある。
- 日記等に「死」をほのめかすような文言が見られる。

◎ 「いじめは見ようとしなければ、見えないもので、本人からはなかなか言い出せないもの」です。いじめられている「サイン」を見落とさないよう、日頃からのきめ細かい観察が大切です。

何か気になることがあれば、学校に連絡しましょう。

#### (4) 効果的な取組(例)

##### ① 「いじめ」の実態把握のためにアンケート調査を活用した取組

###### 【熊本市教育委員会における取組】

いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうるものであり、小さい芽から掘り起こすことが大切である。いじめを掘り起こすことにより、啓発にもつながる。

また、掘り起こしたいじめを解決することが大切である。解決することにより、児童生徒、保護者、学校との信頼関係にもつながる。

いじめを掘り起こすためのアンケート調査は足並みを揃え頻繁に行い、毎月1回行うように依頼している。

###### ◎ アンケート調査を活用した取組

- ・いじめを掘り起こし未然防止に生かす観点から、学校の実態に即した独自のアンケート調査を実施している。できれば児童生徒に対して毎月行うように依頼している。
- ・アンケート調査用紙は、「いじめに関するアンケート調査」と名付ける傾向にありマイナスイメージがあるため、「KIZUNA（絆）アンケート調査」と名付け、プラスイメージにしている。
- ・アンケート調査の中身は、簡単にかけることと、自分の良いことや友だちの良いこと探しも取り入れて、プラスイメージにしている。
- ・アンケート調査でいじめを掘り起こすだけでなく、認知されたいじめを解決することが大切である。だから、認知件数が多いことが問題ではなく、解決することが大切で、児童生徒と学校との信頼にも結び付く。

###### ◎ いじめ根絶強化月間の取組

- ・熊本県教育委員会が平成19年度から毎年6月を「いじめ根絶月間」と定め、各学校においていじめに関するアンケート調査を行うとともに、アンケート調査に基づいた教育相談を実施している。  
平成24年度からは熊本市が実施主体となり、これまで同様6月に「いじめ根絶強化月間」として県からの取組を引き継ぐ形で実施している。  
平成24年度のテーマは「『いじめは絶対にゆるさない』見直そう そして分り合おう」とし、全小中学校及び高等学校がテーマに基づいた取組を行っている。
- ・校長等講話として、集会などの機会を捉えて学校長や生徒指導担当教員により、いじめに関する講話を行っている。
- ・人権の講話として、外部講師により、講話を行っている。
- ・保護者に対して授業公開を行うことにより、保護者への啓発につなげている。

## 【熊本県教育委員会における取組】

◎ 「いじめ・不登校問題」への対応として、「スクールカウンセラー派遣」、「いじめ根絶月間の設定」等を通して、の早期発見・早期対応・早期解消に努めている。

### ◎ 熊本県公立小中学校アンケート調査

各学校で日常的に行われている児童生徒の実態に応じた学校独自のアンケート調査に加え、県教育委員会が県内公立小中学校（熊本市を除く）の児童生徒に対して、統一の無記名アンケート調査を年1回実施している。

#### ・名 称

「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」

#### ・目 的

アンケート調査の目的としては、各学校が児童生徒の思いに寄り添い、いじめの実態を把握するとともに、迅速・適切な対応を行い、いじめのない、すべての児童生徒が安心して、楽しく学校生活を過ごせる学校づくりに取り組むための資料とするためである。

また、認知された事例をもとに各学校、市町村教育委員会及び県教育委員会におけるいじめの未然防止、根絶に向けた具体的な対応策を検討・実施する資料としている。

#### ・実施期間

原則として、各学校でその年度1月末までの間に調査を実施している。

#### ・調査対象者

県内公立小中学校（熊本市を除く）の児童生徒及び教職員

#### ・実施上の注意

各学校では、「いじめは、決して許されないことであり、また、どの子にも、どの学校でも起こりうるもの」であり、「時として命にかかわる重大な問題」であるという認識に立ち、アンケート調査の目的等を全職員で共通理解を図るとともに、児童生徒に何のために実施するアンケート調査なのかを十分理解させるため、事前に時間を確保し、アンケート調査のねらいについて丁寧に説明を行っている。また、学校便り等によりアンケート調査実施の目的について保護者等に説明を行っている。

調査当日に欠席等により実施できなかった児童生徒に対しては、後日別室に集めて行い、匿名性に配慮して実施している。また、長期欠席者等については、いじめが欠席の原因となっている場合もあるので、家庭訪問や面談など保護者と連携して、アンケート調査実施の努力を最大限に行っている。

#### ・アンケート調査実施後

アンケート調査に書くことができない児童生徒もいることを念頭に置き、できる限りすべての児童生徒への個別の面談を実施するとともに、保護者からの情報収集、日誌や記録等の活用を通じて、実態把握を行い、迅速・適切な対応により、3月末までにいじめを解消するよう努めている。



## ② 「いじめ等問題行動」の未然防止及び問題解決への取組

### 【熊本市A中学校の授業を通しての取組】

#### ・「生きる術」

生きるために身に付けなければならない力の一つとして、「聞く力」がある。現代、ブログやツイッターに代表されるように、アウトプットの世の中である。誰もが、自分の考えや感想を発信したがる傾向にある。そんな現代だからこそ「聞き役」が重要となる。

では、上手な聞き役になるコツは何かというと読解力である。「あなたは、こんな事が言いたいのでしょうか」と優しくまとめてあげると、「私はそのことが言いたかった」と気づく。それが心地よくなり、また話しかけるようになり、良い人間関係づくりが成立する。

#### ・音楽の授業を通して「生きる術」を身に付ける

生徒たち同士で良い合唱づくりを行うために、まず5人1組のグループを作る。5人のグループが合唱を行い、他の5人のグループが合唱を聴き、グループ内でそれぞれ意見を出し合い、グループとしての意見をまとめて、合唱したグループに報告する。

このことにより、意見をまとめる側のグループは話し合うスキルが身に付くとともに、グループ内での人間関係づくりにも役立つ。また、意見をもらう側のグループは、他のグループがまとめてくれた意見として真摯に聞くことができ、自分たちの合唱のレベルアップにも役立ち、結果、良い合唱づくりとなる。

### 【徳島県B中学校の「いじめ問題」解決への取組】

◎ B中学校では「いじめ」を4つに分類し、見極め、取り組んでいる。

#### ・いじめの4つの分類

〈その1〉：子どもたちが共同生活をおくる上で、当然発生するであろう軋轢。

〈その2〉：従来型コミュニケーション系いじめ。

仲間はずれにするなど、犯罪の構成要件は満たさないもの。

〈その3〉：犯罪型コミュニケーション系いじめ。

インターネット上での誹謗中傷のように犯罪と見なしうるもの。

〈その4〉：暴力・恐喝型いじめ。

暴力や窃盗などの犯罪に問われるもの。

#### ・4分類の対処法

〈その1〉の軋轢解消は可能な限り生徒の自主性に任せる。教師は直接介入することなく、〈その2〉の段階に移行しないか見守る。

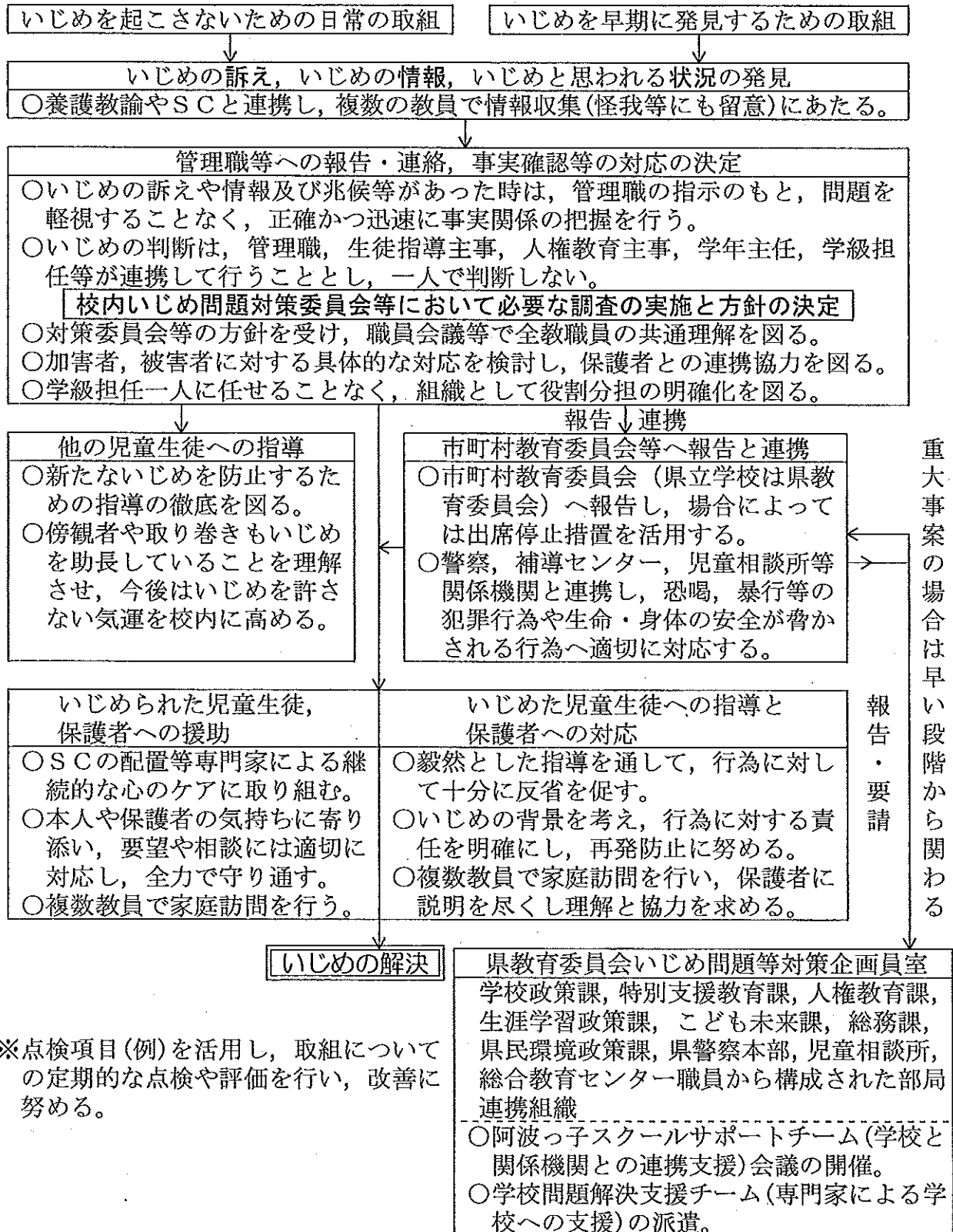
〈その2〉は、教師、学校側が積極的に解決すべき問題。

〈その3〉・〈その4〉は、警察との連携により解決すべき問題。

#### 4 いじめ問題解決に向けた学校の組織的対応と教育委員会等との連携

##### (1) 学校の組織的対応手順(例)

いじめ問題に対しては、特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であり、学校のみで解決することに固執することなく、速やかに教育委員会に報告するとともに、関係機関と適切な連携を図ることが必要である。各学校においては、次の手順(例)を参考にし、適切に対応すること。



※点検項目(例)を活用し、取組についての定期的な点検や評価を行い、改善に努める。

## (2) 学校を支援する教育委員会の取組

教育委員会においては、日頃から学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えや認知の報告があった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期して取り組まなければならない。各教育委員会は、次の各項目に留意しつつ学校を支援する取組を推進することが大切である。

### 【学校の取組への支援】

- ・各学校等に対して、いじめ問題に関する教育委員会の指導方針等を明示するとともに、点検項目に基づく定期的な点検を求め、取組の充実を促す。
- ・各学校におけるいじめ問題の状況について、学校訪問や調査の実施等を通じて、実態の的確な把握に努めるとともに、すべての学校に対して、「アンケート調査」の確実な実施を求めるとともに、「個別面談」「生活ノート」等を活用するなど、さらなる取組を行うよう指導・助言に努める。
- ・学校や保護者等からいじめの報告があった場合は、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行う。
- ・深刻ないじめ問題に発展する可能性がある場合には、県教育委員会に対して報告するとともに、「阿波っ子スクールサポートチーム」や「学校問題解決支援チーム」の派遣について学校と十分な連携を取る。
- ・深刻ないじめを行う児童生徒に対しては出席停止を命ずるなど、毅然とした措置を取ることで、いじめられている児童生徒はもとより周りの児童生徒の学習権を保障する。
- ・犯罪行為と思しきいじめ行為については、早期に警察との連携が適切に図られるよう学校を支援する。

※ いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例

強制わいせつ(刑法第176条) 傷害(刑法第204条) 暴行(刑法第208条)

強要(刑法第223条) 名誉毀損(刑法第230条) 侮辱(刑法第231条)

窃盗(刑法第235条) 恐喝(刑法第249条) 器物損壊等(刑法第261条)

- ・いじめられる児童生徒については、本人や保護者の希望を踏まえ、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学などの弾力的な措置を講じる。
- ・関連の通知などの資料がどのように活用されたのか、その趣旨がどのように周知徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し必要な指導や助言を行う。
- ・学校に対してスクールカウンセラーの配置や緊急派遣等、同種の事態の発生防止に向けた必要な措置を講じる。

### 【教員研修】

- ・教育委員会として、いじめ問題に留意した教員の研修を実施する。
- ・いじめ問題に対する指導の充実を図るため、教員用の手引書やマニュアル等を作成し、学校等に配布する。

### 【組織体制・教育相談】

- ・教育委員会内に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談を直接受け止めることができるような教育相談体制を整備する。
- ・教育相談の利用について、関係者に広く周知するとともに、各機関の相談窓口について、児童生徒、保護者、教員に対して、周知徹底を図る。

- ・教育相談の内容に応じて、学校と連携し、継続的な事後指導を適切に行う。
- ・教育相談の実施にあたっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関とも連携する。
- ・教育委員会自らも適切な点検項目に基づく定期的な点検に努め、取組の充実を図る。

#### 【家庭・地域との連携】

- ・学校とPTA、地域の関係団体等が、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて地域ぐるみの対策を講じる。
- ・いじめ問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための、啓発・広報活動を積極的に行う。
- ・いじめ問題解決のため、必要があれば早めに警察等の関係機関と連携することが重要である。
- ・学校が児童生徒や保護者の悩みに寄り添い、外部の専門家や相談機関に適切に「つなぐ」ことで、社会全体で児童生徒や保護者を支援するとともに温かく見守ることで、いじめ等の問題行動の解決に向け効果的に取り組む。

### (3) いじめに向かわない児童生徒の育成のための保護者への適切な支援

#### ① 就学前の保護者に対する子育て支援

初めての子育てやひとり親家庭の保護者の、子育てに関する不安感や負担感を抱く方が少なくない。とくに地域から孤立している保護者ほど相談する機関の存在も知らず、ひとり困っている状況がみられる。そこで、子育てに悩む保護者の気持ちに寄り添い、不安感や負担感を解消することが、子どもにとっても安心感や信頼感の醸成につながり、成長したのちの健全な成長に結び付くことが考えられ、いじめ等問題行動に向かわない子どもの育成等、予防的な効果が期待される。

そのためには、子育てに悩む保護者の孤立を防ぎ、地域の子育て家庭が大きな負担を抱えることなく、安心して子育てのできる環境整備を図るために、例えば、地域で子育てを支援する家庭訪問型の子育て支援や、ひとり親家庭への相談機会の提供や、臨床心理を学ぶ大学院生等を活用したひとり親家庭の子どもへの支援施策を講じることも大切である。

#### ② 就学後の保護者に対する支援

幼稚園や小学校低学年等の時期で、問題行動がさほど顕著になっていない段階での保護者への子育てに関する相談支援が必要なケースが多くなっている。学校は保護者の相談ニーズを読み取り、適切な時期に適切な相談機関や専門家を紹介することで保護者の悩みを解消することが図られ、保護者の精神的な安定状況を生み出すことが子どもの心の安定につながることから、いじめ等他者への攻撃に向かわない児童生徒を育成することが期待できる。

さらに、広く保護者への啓発を図るために、県PTA連合会や県高等学校PTA連合会等のPTA団体との連携を図り、様々なPTA研修会や集会及びイベント等の場において、いじめ問題の解決に向けた専門家による実態報告や講演会の開催、啓発パンフレットの配布等の啓発活動を行い、学校とともにいじめ問題に取り組む体制づくりに努めることが重要である。

## 5 いじめ問題解決に向けた取組についての点検と改善

急激な社会情勢の変化に伴い児童生徒の人間関係も比較的短期間に大きく変化していることから、各学校及び教育委員会においては、このような現状の変化等に機動的に対応でき、いじめ問題への取組が一層効果的になるよう、次の点検項目(例)を参考にしつつ、実情に応じた点検項目による定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の改善や充実を図ることが必要である。

### (1) 学校用点検項目(例)

#### 【指導体制】

- 1□ いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、対応方針や指導計画を明示するとともに、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっているか。
- 2□ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議等で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- 3□ いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立しているか。
- 4□ 指導上の配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際して、教員間での引継ぎを行っているか。
- 5□ いじめ問題への取組について、点検項目に基づく定期的な点検を行い、全教職員により取組の改善に努めているか。

#### 【教育指導】

- 6□ お互いに思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等に努め、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立って指導にあたるとともに、いじめられている児童生徒を全力で守り通すことを伝え、安心して相談するよう働きかけているか。
- 7□ いじめる児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置を含め毅然とした指導を行っているか。
- 8□ いじめられる児童生徒に対しては、心のケアや様々な弾力的措置など、全力でいじめから守り通すことを基本姿勢としているか。
- 9□ 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導しているか。
- 10□ 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導や助言が行われているか。
- 11□ 児童生徒に生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の推進を図っているか。
- 12□ 児童生徒の日常の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導しているか。
- 13□ 教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っているか。
- 14□ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行っているか。

### 【早期発見・早期対応】

- 15□ 教員は日常生活を通じ、教員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- 16□ 県教育委員会作成の「いじめ発見のための観察ポイント(教員用)」等を使用しつつ、日常的にいじめ発見に努めているか。
- 17□ いじめ発見のためのアンケート調査を、繰り返し定期的に実施しているか。
- 18□ 生活記録等の記述から、児童生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握しているか。
- 19□ 把握したいじめの兆候やサインについて、毎月の「校内いじめ問題対策委員会(生徒指導委員会)」等管理職を含む会議等で検討しているか。
- 20□ いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等学校内の専門家との連携に努めているか。また、怪我等にも留意し背景にいじめがないか確認しているか。
- 21□ 児童生徒に、絶えず声かけを行い、児童生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払っているか。
- 22□ 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- 23□ 児童生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取っているか。
- 24□ いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて、事実関係の正確な把握によりいじめを認知した場合は、隠蔽することなく、市町村教育委員会に報告し連携を図っているか。
- 25□ いじめがあった場合には、市町村教育委員会に報告するとともに、必要に応じて、警察及び関係機関と連携協力しているか。
- 26□ いじめやカウンセリングについての校内研修を計画的に実施し資質向上に努めているか。
- 27□ 保護者に対して、県教育委員会作成の「いじめ発見のための観察ポイント(保護者用)」等を配布するなど、保護者の関心を高め情報提供を促しているか。
- 28□ 児童生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、先生は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努めているか。
- 29□ 児童生徒や保護者に、学校内外を問わない多様な相談機関の窓口連絡先について、広く周知や広報に努めているか。
- 30□ 定期的な教育相談週間や相談日等を設定し、保護者も気軽に相談できるように、門戸を広くし、保護者からの相談が直接受け止められるようにしているか。
- 31□ 相談内容によっては、学校と協力した継続的な事後指導や、医療機関等の専門機関との連携を適宜図っているか。

### 【家庭・地域社会との連携】

- 32□ 学校のいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得ようと努めているか。
- 33□ いじめ問題について学校のみでの解決に固執せず、教育委員会や家庭と連携するとともに、場合によっては、警察との連携も図っているか。
- 34□ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を進めているか。

## (2) 教育委員会用点検項目(例)

### 【学校の取組の支援等】

- 1□ 各学校等に対して、いじめ問題に関する教育委員会の指導方針等を明示するとともに、点検項目に基づく定期的な点検を求め、取組の充実を促す指導を行っているか。
- 2□ 各学校におけるいじめ問題の状況について、学校訪問や調査の実施等を通じて、実態の的確な把握に努めるとともに、すべての学校に対して、「アンケート調査」の確実な実施を求めるとともに、「個別面談」「生活ノート」等を活用するなど、さらなる取組を行うよう指導・助言に努めているか。
- 3□ 学校や保護者等からいじめの報告があった場合は、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- 4□ 深刻ないじめ問題に発展する可能性がある場合には、県教育委員会に対して報告するとともに、「阿波っ子スクールサポートチーム」や「学校問題解決支援チーム」の派遣について学校と十分な連携を取っているか。
- 5□ 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては出席停止を命ずるなど、毅然とした措置を取ることで、いじめられている児童生徒はもとより周りの児童生徒の学習権を保障しているか。
- 6□ 犯罪行為と思いきいじめ行為に対しては、早期に警察との連携が適切に図られるよう支援しているか。
- 7□ いじめられる児童生徒については、本人や保護者の希望を踏まえ、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学などの、弾力的な措置を講じることとしているか。
- 8□ 関連の通知などの資料がどのように活用されたのか、その趣旨がどのように周知・徹底されたのか等、学校の取組状況を点検し必要な指導や助言を行っているか。
- 9□ スクールカウンセラーの配置や緊急に派遣する等、同種の事態の発生防止に向けた必要な措置を講じているか。

### 【教員研修】

- 10□ 教育委員会として、いじめ問題に留意した教員の研修を実施しているか。
- 11□ いじめ問題に対する指導の充実を図るため、教員用の手引き書やマニュアルなどを作成し、学校等に配布しているか。

### 【組織体制・教育相談】

- 12□ 教育委員会内に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談を直接受け止めることができるような教育相談体制が整備されているか。
- 13□ 教育相談の利用について、関係者に広く周知するとともに、各機関の相談窓口について、児童生徒、保護者、教員に対して、周知徹底を図っているか。
- 14□ 教育相談の内容に応じて学校と連携し、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- 15□ 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。
- 16□ 教育委員会自らも適切な点検項目に基づく定期的な点検に努め、取組の充実を図っているか。

### 【家庭・地域との連携】

- 17□ 学校とPTA及び地域の関係団体等が、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- 18□ いじめ問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための、啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- 19□ 教育委員会は、いじめ問題の解決のために、警察等の関係機関と適切な連携協力を図っているか。

## 6 いじめ等問題行動に対する効果的な予防の在り方

### (1) 問題対応型の「治療的予防」と健全育成型の「教育的予防」

従来の生徒指導の中心をなすものとしては、発生した問題行動への対応やその事後対応にあたることが多くあった。すなわち、課題を抱えた児童生徒を、治療する、改める、ケアする等の働きかけが中心であり、「予防的」と言った場合にも、問題対応や事後対応等の専門的な知見に基づき、より早い段階からの対応によって問題の発生を抑えたり、程度を軽くしていこうという問題対応型の発想による「治療的予防」が主であった。

生徒指導は、本来、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる大人へと健全に育つように、その成長や発達を促したり支えたりする意図的働きかけである。すなわち、問題への対応や事後の対応だけにとどまることなく、むしろ、学校生活の中で児童生徒自らが、その社会的資質を伸ばすとともに、さらなる社会的能力を獲得していくことによる社会性の育成や、それらの資質・能力を適切に行使して自己実現を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していく大人になること等を実現していくことが、生徒指導の大きな目的である。

このような生徒指導が行われていくことは、様々な問題行動等の予防につながることはもとより、現在や将来の問題を回避し、よりよい結果が導かれることを願ってなされるものであり、こうした考え方に立ってなされるのが健全育成型の発想による「教育的予防」である。

予防的な意図でなされようとする生徒指導の働きかけが、「治療的予防」と「教育的予防」のどちらの発想でなされるべきかは、当該の学校の問題がどのような状況にあるのかに関わってくる。例えば、学校が「荒れ」ており、通常の授業や行事が成立しないといった状況があるならば、事後的な対応を行いながら「治療的予防」の働きかけを行う必要がある。反対に、そのような問題状況ではないならば、すべての児童生徒を対象に広く「教育的予防」の働きかけを行うことで、「荒れ」に至らない学校風土をつくりあげていく取組が可能となる。

教員が早め早めに児童生徒の問題に対処していこうとする問題対応型の「治療的予防」と、児童生徒が自ら問題を回避・解決できるよう育つことをめざす健全育成型の「教育的予防」を車の両輪として適切に取り組むことが、いじめを始めとする児童生徒の問題行動の解決に大きく寄与することにつながる。

問題対応型の「治療的予防」	健全育成型の「教育的予防」
1 教員が専門的な技能を駆使する 2 課題のある児童生徒を変える 3 目前の問題の解決を図る	1 教員は適切な場や機会を提供する 2 児童生徒自らが成長発達する 3 将来的な問題の回避を図る



## (2) 道徳性の育成による規範意識の醸成

学校における道徳教育は、豊かな心を育み人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成することをねらいとする教育活動で、要としての道徳の授業をはじめ各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて行うものである。生徒指導も、教育活動のあらゆる場面において行う機能としての性質をもっている。しかし、道徳教育は児童生徒の道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性の育成を直接的なねらいとしているのに対して、生徒指導は、児童生徒一人一人の日常的な生活場面における具体的な問題について指導する機会が多くなることから、生徒指導は規範意識の醸成を含む道徳的実践の指導において重要な役割を担っている。ここでいう規範意識の醸成を含む道徳的実践力とは、一人一人の児童生徒が道徳的価値及び自己の生き方を深く考え、人間としての生き方についての自覚を深め、学校、その他における具体的な生活場面、状況において道徳的行為を主体的に選択し、実践する意志、規則や社会的規範を守る意識や構えがもてるような内面的な資質を意味している。

このように道徳教育と生徒指導の性格や機能は異なっているが、両者には密接な関係がある。例えば、道徳教育において児童生徒の道徳性が養われれば、それはやがて児童生徒の日常生活における規範意識の醸成を含む道徳的実践が確かなものとなり、ひいては自己実現にもつながるため、生徒指導も充実する。逆に、児童生徒の日常生活における生徒指導が徹底すれば、児童生徒は望ましい生活態度を身に付けることになるので、このことは道徳性を養うという道徳教育のねらいを側面から支えることになる。すなわち、道徳教育で培われた道徳性や規範意識の醸成を含む道徳的実践力を、生きる力として日常の生活場面に具現できるように援助することが生徒指導の働きであり、このことから道徳教育と生徒指導とは密接な関係にあるといえる。

学習指導要領では、道徳の授業で指導する内容として、望ましい生活習慣を身に付けるなど規律ある生活に関する事、他者に対する思いやりの心をもつこと、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重することや、自然を愛護し人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにするなどが示されており、これらの指導はそのまま生徒指導につながることができるものである。

### (3) 「いじめ等問題行動の予防に関する実践研究指定事業」について

#### ① 目的

- ・いじめ等の問題行動の根底には、周囲との人間関係の持ち方の不適切さがあり、これまでの学校での生徒指導上の対処療法的アプローチだけでは、克服できない難しさがある。
- ・このため、鳴門教育大学の専門的な知見（「いのちと友情の学校予防教育」）を活用し、県内の市町村教育委員会において、児童生徒の対人関係能力の向上や自尊感情及び他者を思いやる心等の育成を目的に、いじめ等の問題行動や自殺につながるおそれのある心身の病気等に対する「徳島版予防教育」を確立し、その成果を広く県内に普及させることを目的とする。

#### ② 内容

- ・いじめ等の問題行動や自殺につながるおそれのある心身の病気等の予防に関する実践研究を希望する市町村教育委員会を県教育委員会が指定し、鳴門教育大学「予防教育科学センター」の知見を活用するとともに指導助言や授業支援を受けながら、「徳島版予防教育」を先駆的に実践研究し報告書にまとめる。

#### ③ 事業効果

- ・いじめ等の問題行動や自殺につながるおそれのある心身の病気等の予防に関する実践研究を行うことで、児童生徒に対人関係能力の向上や自尊感情及び他者を思いやる心等の育成が図られ、自らの感情のコントロールや円満な対人関係の保持により心と行動の健全化が期待される。
- ・また、研究成果を「徳島版予防教育」として県内各校に普及し、いじめ等の問題行動等の解決を図ることが期待される。
- ・なお、欧米では既にSEL（Social and Emotional Learning：社会性と情動の学習プログラム）と呼ばれる心理教育プログラムとして実践されている。

#### ④ 募集

- ・事業要綱に基づき、実践研究を希望する市町村教育委員会を募集し、応募のあった市町村教育委員会の中から、いじめ等の問題行動の現状と課題、研究計画、研究体制等を総合的に判断して、実践研究指定市町村教育委員会として4教育委員会を指定する。

#### ⑤ 予算

- ・1市町村教育委員会に対して、担当者を大学等へ研修のために派遣する普通旅費、講師を招聘し研修会を開催する報償費、費用弁償等、予算の範囲内で実践研究に必要な費用を支援する。

平成25年度「いじめ等問題行動の予防に関する実践研究指定事業

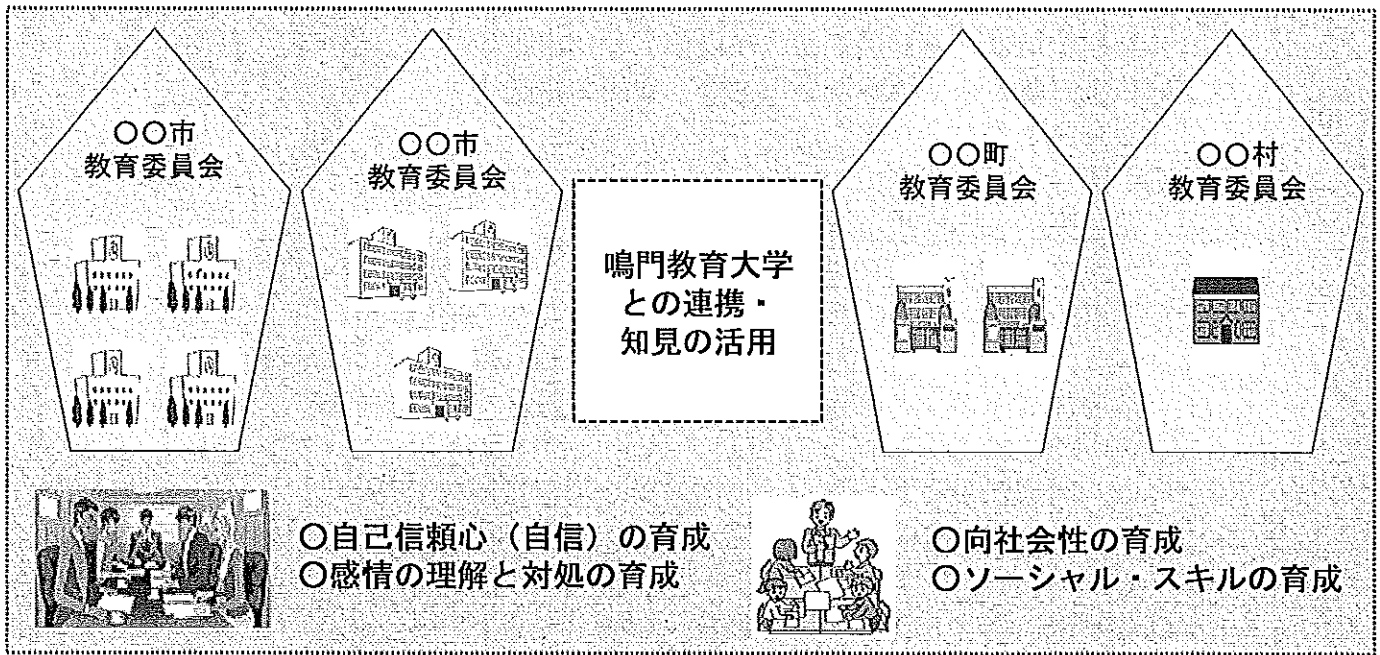
いじめ等の問題行動の根底には、周囲との人間関係の持ち方の不適切さがあり、これまでの学校での生徒指導上の対症療法的アプローチだけでは、克服できない難しさがある。



根底  
からの  
防止

児童生徒の対人関係能力の向上や自尊感情等の育成を目的に、いじめの問題行動や自殺につながるおそれのある心身の病気等に対する「徳島版予防教育」を、全国に先駆けて確立する。

徳島県教育委員会が申請のあった市町村教育委員会の中から  
4つの教育委員会を指定

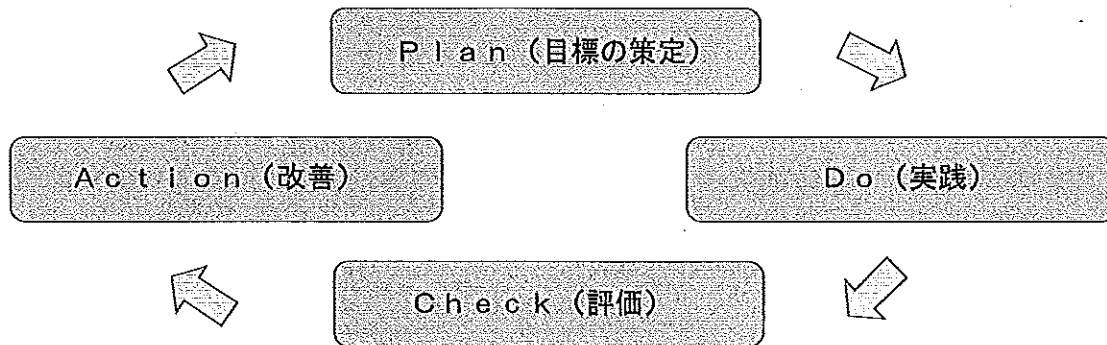


いじめ等問題行動を未然に防止する「徳島版予防教育」を確立し、  
成果を県内各学校に普及させる

担当: 学校政策課

## 7 継続的ないじめ問題解決に向けた取組の検証改善サイクル

いじめは人間として絶対に許されない卑怯で恥ずべき行為であり、いじめにより将来ある子どもが自ら命を絶つことがあってはならないことである。「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識に立ち、あらゆる手だてを講じていじめ根絶に努めるとともに、いじめを許さない学校づくりや「いじめの芽」を掘り起こし、早期発見・早期対応によって迅速ないじめ解決につなげることが重要である。そのためには、すべての学校において適切に対応することはもとより、一層効果的な取組となるよう、不断に評価・検証することが求められている。



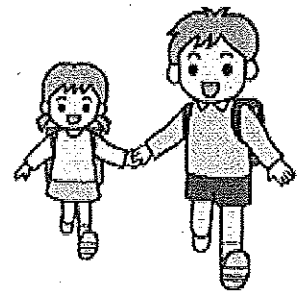
### 学校のPDCAサイクル

#### P：いじめ対応方針や指導計画の策定【4月】

- ①課題解決に向けた年間計画と重点目標の決定  
具体的な取組の策定  
全教職員による共通理解と校内体制の整備

#### D：いじめ対応方針や指導計画に基づく取組の推進【4月～2月】

- ①計画の円滑な実施  
管理職による進捗状況の把握  
職員間での積極的な情報共有、早期発見・早期対応による早期解決
- ②児童生徒のいじめ状況の把握  
6月、9月、12月など定期的なアンケート調査での実態把握  
長期休業前後での保護者を交えた個別面談等での実態把握
- ③日常の取組  
いじめ問題対応リーフレットに基づく適切な指導  
いじめの申告や兆候があった場合には、管理職に報告し「校内いじめ問題対策委員会」を開催し、いじめを把握した場合には教育委員会に報告する。



#### C：課題解決に向けた年間計画の検証・評価【2月】

- ①計画の達成に向けた取組状況の確認  
取組による成果の評価  
課題の洗い出しと整理

#### A：いじめ対応方針や指導計画の見直しと充実改善【3月】

- ①次年度重点目標と改善策の検討



## 8 参考通知等

教学第153号  
平成24年7月10日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長  
( 公印省略 )

### いじめ問題への取組の徹底について (依頼)

他県において昨年10月に発生した中学2年生男子生徒の自殺について、いじめの存在とその対応が問題となっています。

つきましては、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するとともに、学校全体で組織的に対応し、家庭・地域や関係機関と連携して対処していただけますよう、次の点に留意し、貴管内の各小学校、中学校及び高等学校に御指導をお願いします。

- 1 いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。
- 2 早期発見・早期対応を行うために、定期的にアンケート調査や個別面談を実施するなどいじめの実態把握に努めること。
- 3 いじめが生じた際には、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨み、一貫していじめられている児童生徒を守りきる姿勢を明確にするとともに、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。
- 4 学校における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備するとともに、児童生徒の悩みや心配事の相談に対応する外部機関についても、広く生徒への周知に努めること。

# 緊急アピール

～いじめ根絶に向けて～

いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が、他県で発生しております。徳島県教育委員会では、この事態を深刻に受け止めています。私たち一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「子どもたちを徹底していじめから守り通す」という強い覚悟をもち、このような痛ましい事案が発生しないよう、いじめの根絶を願って、皆様にメッセージを送ります。

## 【教職員の皆様へ】

子どもたちは、いじめを受けていることを、自分から言い出せないことが多くあります。また、いじめは、一部の特別な子どもだけに起こるのではなく、どの子どもも、被害者になることもあれば、加害者になることもあります。そして、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものだと思います。

いじめの解決には学校に期待するところが大きく、教職員の皆様には、子どもたちが発するどんなに小さなサインも、決して見逃さない、きめ細かな見守りが求められています。いじめをいち早く発見し、大事に至らないうちに解決できるよう、校長先生のリーダーシップのもと、学校全体で組織的かつ迅速に対応してほしいと思います。

- ・ 助けを求めている子どもがいます。その悩みや苦しみをしっかり受け止め、教職員が一致協力して、その子を守り通してください。
- ・ 命の尊さを伝え、一人一人がかけがえのない存在であることや、生きていくことの素晴らしさを、しっかりと教えてください。
- ・ 「いじめは絶対に許さない」という強い意志をもって、毅然とした態度で、いじめに正面から取り組んでください。

## 【保護者の皆様へ】

前途ある子どもたちの未来を守るのは、大人の責務です。子どもたちが、いじめられる側にも、いじめられる側にもならないように、望ましい人間関係を築くことができるよう、家庭と学校が協力して、子どもたちを導き、いじめを許さない心や態度を培うことが求められています。

子どもたちは、親や家族に心配をかけたくないとの思いから、いじめについて自ら真実を語ろうとしないことがあります。深い愛情をもって子どもに寄り添い、子どもの声に耳を傾け、子どもが何でも話せる家庭を築いてほしいと思います。

- ・ 子どもの発する小さなサインを敏感に受け止め、悩みや不安に真剣に向き合ってください。
- ・ 命の尊さを伝え、一人一人がかけがえのない存在であり、大切な家族の一員であることを、子どもとじっくりと話し合ってください。
- ・ 万一、子どもがいじめられていたら、迷わず学校や教育委員会に相談してください。学校、教育委員会、保護者及び関係機関が連携して、いじめ解決に向け、共に全力で取り組んでいきましょう。

平成24年7月30日

徳島県教育委員会

委員	長	西	池	氏	裕
委	員	水	口	艶	子
委	員	佐	藤	紘	子
委	員	筒	井	直	典
委	員	西	野	泰	宏
委	員	佐		義	行

「健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会」委員一覧

	区 分	氏 名	性 別	所 属 等
1	学識経験者	阪根 健二	男	鳴門教育大学大学院教授
2	学識経験者	葛西真記子	女	鳴門教育大学大学院教授
3	市町村教育委員会関係者	石井 博	男	徳島県市町村教育長会会長
4	小学校関係者	川真田早苗	女	吉野川市川田中小学校教諭
5	中学校関係者	林 義勝	男	徳島市富田中学校教諭
6	高等学校関係者	大倉 明子	女	徳島科学技術高等学校教諭
7	P T A 関係者	森 しのぶ	女	小学校 P T A
8	P T A 関係者	尾藤美佐子	女	高等学校 P T A
9	教育相談機関関係者	船城 宏之	男	県中央こども女性相談 児童相談担当課長
10	教育相談機関関係者	大谷 環	女	藍住町適応指導教室指導員
11	教育相談機関関係者	猪井 淑子	女	総合教育センター教育相談担当
12	地域活動団体関係者	古本 文代	女	あわ地域若者サポーターネットワークコーディネーター
13	地域活動団体関係者	近藤 治郎	男	徳島県自殺予防協会理事長
14	一般公募者	大溝 邦子	女	公募委員
15	一般公募者	佐藤 清幸	男	公募委員
16	教育委員会事務局関係者	高橋 博義	男	県教育員会教育次長

事務局(学校政策課)

課長 前田幸宣 企画幹 秋山浩一 班長 井上裕明・吉田光宏 指導主事 井利元裕哉

プロジェクトチームメンバー

	区 分	氏 名	性 別	所 属 等
1	学識経験者	葛西真記子	女	鳴門教育大学大学院教授
2	教育相談機関関係者	船城 宏之	男	県中央こども女性相談センター児童相談担当課長
3	教育相談機関関係者	土井 正史	男	総合教育センター教育相談担当
4	教育委員会事務局員	秋山 浩一	男	学校政策課企画幹
5	教育委員会事務局員	井上 裕明	男	学校政策課班長
6	教育委員会事務局員	吉田 光宏	男	学校政策課班長
7	教育委員会事務局員	井利元裕哉	男	学校政策課指導主事

